

大和市立大和小学校いじめ防止基本方針

(平成 30 年 3 月改訂)

1. いじめの防止に関する基本的な考え方

<本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢>

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう、学校を中心としたコミュニティーづくりに努めるとともに、児童が主体的に人権意識や人を思いやる心を育ていけるような学びの場をつくりまします。

<いじめの定義>

「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」（9 月 28 日施行）

この法律において、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第二条）

上記にあるように、いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な影響を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

<いじめの禁止>

本校児童は、いじめを行ってははいけません。「いじめは決して許されない」「いじめられている子を責めてはいけない」という共通認識にたち、全職員で指導していきます。

<学校及び職員の責務>

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域の方々、青少年相談室・児童相談所等その他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適正かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2. いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ① 学校教育目標の具現化に向けて各部を中心に活動計画を作成し、取り組まします。

- ② 家庭との連携を重視して取り組みます。また、重点目標を中心とした子どもたちの生活のようすについて、学校評価アンケートを実施、取り組みに対する評価を行い、次年度へ繋げます。
- ③ 子どもたちが安心して充実した学校生活を送るために、授業の改善に努めます。校内研究を中心に、「自ら気づき、考え、表現するやまとっ子の育成」を推進し、授業の中でどの子も認められ、生かされ、「できた」「わかった」という達成感のある授業づくりに努めます。
- ④ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ⑤ 児童が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援します。
- 自己肯定感につながる学校行事、児童会活動の推進
 - コミュニケーションの素地を養い、自治力を高める取り組み
 - ・あいさつ運動（運営委員会）
 - ・グリーン週間
 - …善い行いに対してグリーンカードを示す（特別活動部）
 - ・やまとっ子タイム
 - …ペア学年でのグループ遊び、清掃活動など（特別活動部）
 - ・いじめ防止ポスター（学年） *（ ）は、中心になって活動する組織
- ⑥ 豊かな心を育む読書活動の充実に努めます。
- ・朝読書の充実、読み聞かせボランティアさんとの連携
 - ・学級文庫の充実
 - ・司書による読み聞かせや本の紹介サポート
 - ・「家読」の推進
- ⑦ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して、保護者や地域の方々並びにその他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・「学校公開日」を設け、授業参観日以外にも学校を開き、保護者や地域の方々に児童のようすを見ていただくことで、課題を共有化する。
- ⑧ いじめは決して許されない、いじめられている子を責めてはいけない、という共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・学年会等で各学年の健康相談・児童指導部員と学年代表を中心に随時情報交換
 - ・随時ケース会議→必要に応じていじめ対策委員会設置
 - ・月1回の部会で情報交換
 - ・校内児童支援研修会
 - ・特別支援級研修会実施

- ⑨ 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童と関わる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ① 児童とのコミュニケーションを大切にし、教職員一丸となって児童の小さな変化に気づくアンテナを持ち、早期発見に努めます。
- ② 学年を中心に、組織として情報の共有化に努めます。
- ・学年会（週1回・随時）
 - ・健康相談・児童指導部会（月1回）
 - ・職員打ち合わせ（週1回）
 - ・職員会議議題0番（月1回）
 - ・校外パトロール（毎月1回 学年輪番）
- ③ 保護者との連携を密にして信頼関係を築き、早期発見につなげます。
- ・連絡帳
 - ・電話
 - ・家庭訪問（4・5月 随時）
 - ・個別面談（11月 随時）
- ④ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を実施します。
- ・本校独自の「生活アンケート」（6月実施、全児童対象、記名式）
 - ・学校生活アンケート（無記名 市内全校対象）
- ⑤ 児童及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行います。
- ・児童及び保護者との信頼関係を築き、担任及び本校教育相談コーディネーター等が相談窓口となるよう努めます。
 - ・相談室の設置と相談しやすい環境の整備を行います。
 - ・青少年相談室派遣相談員の紹介及び相談業務等のお知らせをします。
 - ・青少年相談室派遣相談員の活用をすすめます。
 - ・相談・通報のあった事案については、「いじめ対策委員会」を通して情報共有に努めます。
 - ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・いじめの理解の促進をはかり、けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講じる場合があります。
- ・いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、大和市教育委員会及び大和警察署等と連携して対処します。
- ・いじめ解消の定義を、「いじめを受けた子どもに対する行為が3か月以上止んでいることを目安とする」とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間を設定することもあり得ます。また、いじめが解消されたと判断した場合もいじめの再発を防止するためにいじめを受けた子ども及び、いじめを行った子どもの状況をきめ細かく把握するように努めます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会、講習会等必要な啓発活動を行います。
- ・全学年児童対象に、学年の発達段階に応じた情報モラルに関する授業を行います。
- ・授業参観や懇談会、PTA活動等を通して保護者への啓発活動に取り組みます。

3. 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急に会議を開催し、迅速な対応に努めます。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成

<構成メンバー>

校長、教頭、相談・支援担当総括教諭、教育相談コーディネーター、児童指導担当、該当児童担任、該当学年代表、養護教諭、青少年相談室派遣相談員

- * 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめの防止等の取組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集と記録
- ・いじめの事案への迅速な対応検討・決定・保護者との連携
- ・いじめの事案報告

4. 重大事態への対応

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、大和市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

＜構成メンバー＞

校長、教頭、相談・支援総括教諭、教育相談コーディネーター、児童指導担当、該当学年代表

- * 事案内容により、構成員については教育委員会と検討し、校長が任命します。
- * 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・大和市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5. その他

必要があると思われるときは、この「大和小学校いじめ防止基本方針」を見直し修正していきます。